

1. 件名：東京都市大学における定期事業者検査に関する面談
2. 日時：令和2年5月18日 13：30～15：00
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門 大東首席原子力専門検査官

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、江田主任監視指導官、
山本主任監視指導官、関主任監視指導官

東京都市大学 原子力研究所 アドバイザー 他1名

5. 要旨

○東京都市大学と定期事業者検査に関し以下のとおり意見交換を行った。

- ・定期事業者検査の報告書に記載する「施設管理計画の始期及び期間」と品質マネジメントシステム活動の期間を一致させる必要があるかとの質問があり、一致させる必要はないことを伝えた。
- ・定期事業者検査の具体的な検査項目については、従来の自主検査が定期事業者検査にそのまま変わったものではないため、廃止措置計画に基づく性能維持施設や技術基準要求との関係を整理する必要があることを伝えた。
- ・定期事業者検査における一定の期間に対する考え方について質問があり、原子力規制庁より、一定の期間は試験炉規則を踏まえ、12ヶ月以上とすること、事業者が定める一定の期間の根拠を定期事業者検査の報告書に明確に記載するよう求めた。
- ・施設管理目標については、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を参考に、定量的な目標を記載することを求めた。

6. 配布資料

なし